

令和7年度（7年4月1日～8年3月31日）安全衛生計画書

基本方針	当社は「従業員の人命尊重」を基本理念として、安全衛生管理体制を確立し、それぞれの持ち場・立場での安全衛生活動を展開する。
------	--

安全衛生目標	1. 死亡・重大な休業災害 0件 2. 不安全行動・安全設備不使用からの労災 0件 3. 交通労災、解体事故（物損含む）0件
--------	--

安全衛生上の課題及び特定した危険性又は有害性	1. 不安全行動・不安全状態による不休災害が1件発生している 2. KY活動で、高所からの墜落・転落災害が予測されている。 3. 車両事故（物損）が2件、解体事故（物損）4件発生している。
------------------------	--

安全衛生管理体制	管理者名	役職名	氏名
	総括安全衛生管理者	代表取締役	檜村 伴 睦
	安全衛生統括責任者	工 事 部 長	高 橋 幹 夫
	雇用管理責任者	代表取締役	檜 村 伴 睦
	安全衛生推進者	安全委員長	柳 田 浩 範
	安全衛生委員	結城晴夫、大上賢志、古家 守 前谷公樹、大槻浩一郎	

令和7年 4月 1日

株式会社 正 栄 組

令和7年度・スローガン
安全意識は命綱 しっかり締めて目指そうゼロ災

重点施策	実施項目	目標	担当者	年間スケジュール												実施上の留意点	評価
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
安全衛生管理体制の確立	1. 安全衛生協議会を充実させ、協力会社を含め全体一体となった活動を展開する。 2. 過去に起こった災害があった作業については事前に打合せ、検討会を行う。 3. ヒヤリハットの速やかな報告と全体周知	・毎月1回 ・当該作業 ・ヒヤリハット事象	・工事担当責任者 ・工事部部长 職長 ・全員	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・社員や協力会社から積極的に意見を聞き運営する。 ・休業災害又は重大な損害を起こした物について行う。 ・チャットでのタイムリーな周知（重大な事象は事故と同様の再発防止策を検討）	
重機関連災害の防止	1. 重機作業では立入禁止措置を行う。 2. 誘導員を配置する。	・作業前に ・ //	・職長・作業員 ・職長	←	←											・職長は巡回し確認する。 ・職長が事前に準備する。	
研り・解体作業時の災害の防止	1. 作業手順書を作成する。 2. 作業開始前にミーティング（打合せ）を行う。 3. 作業中の手順遵守を徹底する。 4. 作業中の指導・監督を確実に行う。 5. 作業開始ごとに各自、安全確認を行う。	・作業開始前 ・作業開始前 ・作業中 ・作業中 ・1日4回以上	・職長 ・職長・作業員 ・職長・作業員 ・職長 ・全作業員	←	←											・作業開始前に必ず作成する。 ・朝礼後、休憩時、作業変更時に 職長・作業員と一緒に確認する。 ・職長が1日2度巡回し指導する。 ・KY で決めた対策を実行する。	
交通労働災害・車両事故の防止	1. 毎日、運行前の車両点検の徹底及び運行経路の確認を徹底する。 2. 安全運転5則を励行する。 3. 車両バック時の誘導を実施する 4. 運転中の携帯は厳禁とする。	・運行前 ・運転時 ・運転時 ・運転時	・管理者・運転者 ・運転者 ・運転者、作業員 ・運転者	←	←											・翌日の使用する車両の点検と運行経路の確認をする。 ・運転マナー向上教育を行う。 ・誘導者の指示に従う。 ・運転マナー向上教育を行う。	
安全活動計画	1. 現地KY活動 2. 安全衛生パトロール 3. 安全週間パトロール 4. 衛生週間パトロール 5. 5S運動 6. ゴミの分別収集	・作業開始前 ・月1回 ・年1回 ・年1回 ・毎作業日 ・毎作業日	・職長 ・安全衛生委員 ・事業主 安衛員 ・事業主 安衛員 ・職長、作業員 ・職長、作業員	←	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・作業現場で行う。 ・点検表を使用し実施する。 ・社長等経営首脳が実施する。 ・社長等経営首脳が実施する。 ・現場のルールに従い実施する ・容器を事前に準備する。	

令和7年度 安全衛生行事予定表

行 事 項 目	実 施 事 項	目 標	担 当 者	年間スケジュール												実 施 上 の 留 意 点	評 価
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
1. 安全大会	年1回社員、協力会社事業主等の出席により開催し、災害防止意識の向上を図る。	年1回 1月	安全衛生委員会			○										・年1回50名以上の出席により開催する。 ・開催役員については、事前に検討する。 ・開催通知は1ヶ月前に出す。	
2. 安全衛生協議会 定期総会	年度安全衛生管理活動の報告と、新年度安全衛生管理方針の周知徹底	年1回 4月	安全衛生委員会	○												・会社の年度方針を周知する。 ・前年度1年間の安全衛生活動を全協力会社に周知する。 ・2ヶ月前から場所、資料等を準備する。	
3. 安全衛生委員会	・災害防止活動に関する事項の審議 ・安全衛生マネジメントシステムの運用に関する事項の審議	毎月1回 原則第2月曜日	安全衛生委員	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・開催日に次月開催日を決定する。 ・規定に定められた事項のうち開催月に該当する事項を審議する。 ・議事録を作成保存する。	
4. 工事部会	・労働災害防止対策の検討、翌日の取り組みの検討 ・危険性・有害性等の調査及び防止対策の検討審議	毎月1回	工事担当責任者 安全衛生推進者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・安全衛生基本方針に対し、具体的な実施計画を策定し、通達する。 ・毎月3週間前に開催通知を出す。	
5. 安全衛生協議会	・労働災害防止に関する協議事項の伝達、翌月の取り組みの検討 ・現場における危険性・有害性等の調査 ・安全衛生研修	毎月1回 4月は、参加者全員に安全衛生計画書の説明を行う。	工事部 安全衛生委員会	○ ○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・協力会社に対し、毎月の安全衛生活動の取り組みを周知する。 ・開催通知は3週間前に出す。 ・開催通知には予定議題を入れる。	
6. 特別パトロール	全国安全週間、全国労働衛生週間、年末年始の活動として合同パトロールを実施する。	工事部で決定し、現場を実施	工事部 安全衛生委員会				○			○		○				・巡回予定は関係者で事前に打ち合わせる。 ・チェックリストを使用し実施する。	
7. 定期健康診断	・社員の健康管理のため健康診断を実施する ・特殊健康診断が必要な社員については、必要な都度実施する。	全社員100%	総務担当者						○					○ ○		・実施結果については、総務部が指導、保管を行う。	

令和7年度 安全衛生教育計画表

教育項目	実施項目	目標	担当者	年間スケジュール												実施上の留意点
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
1. 安全衛生計画周知勉強会	年度安全衛生計画を全協力会社の作業員まで周知・徹底する。	全作業員 4月～6月	工事担当責任者 安全衛生推進者 協力会社	←————→												- 協力会社又は現場事務所にて実施する。 - 安全衛生方針、安全衛生目標、安全衛生計画等リーフレットを作成し、配付する。
2. 雇い入れ時安全衛生教育	新規に雇い入れした社員に対し、法令で定められた教育を実施する。	新規雇い入れ時 随時	総括安全衛生管理者	←————→												- 法定の項目を実施する。 - 協力会社にも通知する。 - 外部講師も検討する。
3. 法定職長教育	新たに職長になる者に対し、法令で定められた教育を実施する。	新規指名時 随時	工事部管理課 工事担当責任者	←————→												- 法定の項目を実施する。 - 協力会社にも通知する。 - 外部講師も検討する。
4. 職長能力向上教育	職長教育を修了し、5年以上経過した者に、職長能力向上教育を実施する。	該当職長 年1回	工事部管理課 工事担当責任者	←————→												- 法定教育修了者で補習教育が必要と認める者 - 実施日数は1日とする。 - 協力会社にも通知する。 - 外部講師も検討する。
5. 車両系建設機械運転者再教育	車両系建設機械の運転者で、資格取得後3年以上経過した者に対して実施する。	該当者 随時	工事部管理課	←————→												- 外部教育を受講させる。(建災防) - 協力会社にも通知する。
6. 社員定期安全衛生教育	現業社員に対し、安全衛生教育を実施する。 過去の災害、物損事故の周知教育をする。	毎月1回 協議会	工事部長 安全衛生推進者 工事部	○ ○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	- 現業社員に受講させる。 - 毎月の安全活動計画を周知する。 - 現地KY、作業手順について指導する。 - 協力会社作業員も参加させる。 - 外部講師も検討する。
7. 協力会社事業主安全研修	安全衛生協議会会員に対し、事業主安全研修を実施する。	年1回 6月	工事部長 安全衛生推進者			○										- 年1回受講する。 - 受講者は、協力会社事業主又は管理責任者とする。 - 外部講師も検討する。
8. 特別教育	協力会社及び現場の要請に基づき、特別教育を実施する。 安全帯(FH)	随時		←————→												- 現場及び協力会社の要請に応じて実施する。 - 外部教育も受講する。
9. 作業員技術向上教育	工事部で資格取得の年間計画を立て実施する。	該当者 随時	工事部長 工事部管理課	←————→												工事部で承認